

官報

主要目次

省 令

毒物劇物営業取締法第二條第一項の規定による毒物及び劇物の指定に関する件の一部改正

衛生試験所手数料に関する規定の一部改正

労働基準法施行規則の一部改正

建設省附屬機関組織規程の一部改正

パリで署名された小包郵便物に関する約定の最終議定書中修正実施

信託銀行ダイヤモンド定期預金の細目等

拓銀創立五十周年記念百万円定期預金の細目等

第一銀行第四回明星定期預金の細目等

第二回長浜信用増定期貯金の細目等

動物検疫所の管轄区域並びに同出張所の名称、位置及び所掌事務

火散布簡易郵便局等設置

高田電報電話局南分室廃止

国会審議

公職選挙法改正案について

省 令

厚生省令第二号

昭和二十二年厚生省令第三十九号(毒物劇物営業取締法第二條第一項の規定による毒物及び劇物の指定に関する件)の一部を次のように改正する。昭和二十五年一月十二日 厚生大臣 林 譲治

毒物の部中「水銀化合物並びに水銀を含有する製剤及び着色料」を「水銀化合物並びにこれらに含有する製剤及び着色料」に改める。

劇物の部中「銅塩類。但し、雷銅を除く。」の項次に「トルイジン及びその化合物並びにこれらに含有する製剤の化合物」を加える。

衛生試験所手数料に関する規定(昭和二十三年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。昭和二十五年一月十二日 厚生大臣 林 譲治

- 第一條を次のように改める。第一條 衛生試験所に医薬品その他衛生上関係のある物品の試験を依頼する者は、左の各号に掲げる手数料を納付しなければならない。一 医薬品の薬用適否に関する理化学試験手数料は、金千円以内、細菌学的試験手数料は、金五百円以内及び動物試験手数料は、金三万円以内。二 生薬の鑑定試験手数料は、金千円以内。三 殺虫剤の効力に関する試験手数料は、金三千円以内。四 飲食物用着色料の理化学試験手数料は、金千五百円以内及び動物試験手数料は、金二千五百円以内。五 ビタミン効力単位に関する理化学試験手数料は、金千五百円以内。六 歯科材料の歯科用適否に関する試験手数料は、金五百円以内。七 水及び氷雪の理化学試験手数料は、金七百円以内及び細菌学的試験手数料は、金千五百円以内。八 温泉の試験手数料は、金五千円以内。

- 九 放射能試験手数料は、金二千五百円以内。十 乳じゅう及び乳製品の理化学試験手数料は、金千二百円以内、並びに細菌学的試験手数料は、金二千円以内。十一 酒精含有飲料の試験手数料は、金千二百円以内。十二 鳥、獸、魚介及びこれらの製品の試験手数料は、金千円以内。十三 穀類、豆類、野菜類、果実類、茶及びコーヒー類の試験手数料は、金千円以内。十四 パン、めん類及び菓子類の試験手数料は、金千円以内。十五 砂糖類及びあめ類の試験手数料は、金千円以内。十六 人工甘味料の試験手数料は、金五百円以内。十七 チューインガムの試験手数料は、金千五百円以内。十八 清涼飲料水、シロップ類及びジャム類の試験手数料は、金千円以内。十九 しゅう油、味素類、ソース及び酢の試験手数料は、金千二百円以内。二十 バター、人造バター及び食用油類の試験手数料は、金二千円以内。二十一 かん詰及びびん詰の貯蔵耐否試験手数料は、金六百円以内。二十二 飲食物用防腐、防ばい菌剤及びふくらし粉の理化学試験手数料は、金五百円以内。二十三 飲食物用防腐剤、着色料及び重金属等の試験手数料は、試験項目ごとに金六百円以内。二十四 前各号に該当しない飲食物及びその材料の試験手数料は、試験項目ごとに金三百円以内。二十五 飲食物用器具及びその材料の試験手数料は、金三百円以内。二十六 がん具類その他の顔料の理化学試験手数料は、試験項目ごとに金三百円以内。二十七 化粧品類の試験手数料は、試験項目ごとに金百円以内。第三條第一項中「二十銭」を「二百」に、「四十銭」を「五百」に、同條第二項中「六十銭」を「五百」に、「十銭」を「二百」に、「一円」を「十円」に改める。第四條第一号中「三倍」を「二倍」に、同條第二号中「百円」を「千円」に改める。第四條の次に、次の二條を加える。第五條 報告書の謄本を請求する者は、一葉につき手数料金五十円、その翻訳文を請求する者は、一葉につき手数料金三百円を納入しなければならない。第六條 試験依頼人の請求に応じ衛生試験所員が試験のため出張するとき

中「六十銭」を「五百」に、「十銭」を「二百」に、「一円」を「十円」に改める。第四條第一号中「三倍」を「二倍」に、同條第二号中「百円」を「千円」に改める。第四條の次に、次の二條を加える。第五條 報告書の謄本を請求する者は、一葉につき手数料金五十円、その翻訳文を請求する者は、一葉につき手数料金三百円を納入しなければならない。第六條 試験依頼人の請求に応じ衛生試験所員が試験のため出張するとき

都道府県名	名称	位置	管轄区域
盛岡	盛岡市	盛岡市、岩手郡、紫波郡、九戸郡の内葛巻町、江刈村	
宮城	宮古市	宮古市、下閉伊郡の内山田町、岩泉町、田老町、崎山村、小川村、花輪村、茂市村、刈屋村、川井村、小門村、小国村、津軽石村、重茂村、豊間根村、大沢村、織笠村、船越村	
岩手	花巻市	花巻市、和賀郡、上閉伊郡の内大槌町、甲子村、鶴住居村、栗橋村、金沢村	
岩手	一関市	一関市、西磐井郡、東磐井郡、気仙郡の内盛町、高田町、気仙町、大船渡町、世田町、末崎村、小友村、有住村、上米崎村、矢作村、竹駒村、横田村、下崎村、綾里村、日根村、立根村、猪川村、赤崎村、越喜来村、吉浜村、胆沢郡の内前沢町、白山村、古川村、衣川村	
岩手	二戸市	二戸市、下閉伊郡の内久慈町、大川目村、長内村、宇野村、山根村、山形村、小野村、野田村、種市村、山形村、大野村、小野村、野田村、種市村、山形村、大野村、小野村、野田村、種市村、山形村、大野村	

建設省附屬機関組織規程(昭和二十四年建設省令第七号)の一部を次のように改正する。昭和二十五年一月十二日 建設大臣 益谷 秀次

郵政省令第一号 昭和二十二年七月五日パリで署名された小包郵便物に関する約定の最終議定書第五條特別増料金第一項中「又はアルジェリー」を削除し、並びに第八條價格表記小包第一項(中)「アルジェリー」及び第二項(中)「又はアルジェリー」を削除する修正は、フランス國郵政庁から提議され、パリ万国郵便條約第二十一條及び第二十二條並びに前記約定第四十九條の規定に基づき投票国全部の同意を得て採択された。右の修正

昭和二十五年三月十一日 第三回郵便物部

71 第 6898 号 昭 25 年 1 月 12 日 木曜日 第 6898 号 昭 25 年 1 月 12 日 木曜日 70

不在者三宅儀吉の失踪を宣告する。
昭和三十四年十一月二十五日
高松家庭裁判所
昭和三十四年十一月二十五日
高松家庭裁判所
昭和三十四年十一月二十五日
高松家庭裁判所

右者に対し前橋地方裁判所附支部
昭和三十四年五月二十七日
長野家庭裁判所附支部
昭和三十四年五月二十七日
長野家庭裁判所附支部

十二年二月五日午前十時の期日迄に
昭和三十四年九月二十日
東京地方裁判所
昭和三十四年九月二十日
東京地方裁判所

右者に対する窃盗被告事件に付
昭和三十四年九月二十日
東京地方裁判所
昭和三十四年九月二十日
東京地方裁判所

本籍伊達郡伊達町大字伊達崎字
昭和三十四年九月二十日
東京地方裁判所
昭和三十四年九月二十日
東京地方裁判所

昭和三十四年十一月三日
福島家庭裁判所
昭和三十四年十一月三日
福島家庭裁判所

左記押収物につき刑事訴訟法第四百
昭和三十四年九月二十日
東京地方裁判所
昭和三十四年九月二十日
東京地方裁判所

右者に対する窃盗被告事件に付
昭和三十四年九月二十日
東京地方裁判所
昭和三十四年九月二十日
東京地方裁判所

建設省公告
昭和三十五年一月十二日
建設省
昭和三十五年一月十二日
建設省

右者に対する窃盗被告事件に付
昭和三十四年九月二十日
東京地方裁判所
昭和三十四年九月二十日
東京地方裁判所

昭和三十四年十一月三日
福島家庭裁判所
昭和三十四年十一月三日
福島家庭裁判所

昭和三十四年十一月三日
福島家庭裁判所
昭和三十四年十一月三日
福島家庭裁判所

一証券発行者の住所氏名 東京都江東区深川佐賀町一丁目三番地豊年製油株式会社

一証券発行年月日 昭和二十二年十月十日

一証券の種類及枚数 証券種類及枚数 証券種類 枚数

一証券の額面 証券の額面 証券の額面

一証券の交付 証券の交付 証券の交付

五二八号、第九九七号、第七九九七号、第九九七号、第七九九七号

昭和二十三年(一)第六三九号 北海道函館市東川町六番地

同五十株券十枚 此記号番号 丙二八五号、三六九

記号番号 丙自第一七三三至一六三三

G-D第四 金八百五十八円 田尾 一彦

昭和二十三年(一)第一二二四号
東京都区区芝白今里町百二十一番地小牧製紙白今里内
別紙目録表示の株券につき申立人の申立によりて公示催告をなした昭和二十三年十月十日午前十時迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものなかつたから申立人の申立に基づいて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月十日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 隼

昭和二十三年(一)第八八〇号
三重県度会郡有田村大字井倉百七十二番地 申立人 西岡まさへ
別紙目録表示の株券につき申立人の申立によりて公示催告をなした昭和二十三年十月十日午前十時迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものなかつたから申立人の申立に基づいて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月十日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 隼

昭和二十四年(一)第七七八号
徳島県美作郡真光町
申立人 沖津 亘
右代取 猪又 久夫
別紙目録表示の株券につき申立人の申立によりて公示催告をなした昭和二十四年十月十日午前十時迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものなかつたから申立人の申立に基づいて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十四年十月十日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 隼

昭和二十三年(一)第六六〇号
東京都区台東区浅草新御所町三番地
申立人 申立人 金田 勝次
右代取 猪又 久夫
別紙目録表示の株券につき申立人の申立によりて公示催告をなした昭和二十三年十月十日午前十時迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものなかつたから申立人の申立に基づいて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月十日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 隼

昭和二十三年(一)第六六〇号
東京都区台東区浅草新御所町三番地
申立人 申立人 金田 勝次
右代取 猪又 久夫
別紙目録表示の株券につき申立人の申立によりて公示催告をなした昭和二十三年十月十日午前十時迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものなかつたから申立人の申立に基づいて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月十日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 隼

昭和二十三年(一)第八八〇号
三重県度会郡有田村大字井倉百七十二番地 申立人 西岡まさへ
別紙目録表示の株券につき申立人の申立によりて公示催告をなした昭和二十三年十月十日午前十時迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものなかつたから申立人の申立に基づいて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月十日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 隼

昭和二十四年(一)第七七八号
徳島県美作郡真光町
申立人 沖津 亘
右代取 猪又 久夫
別紙目録表示の株券につき申立人の申立によりて公示催告をなした昭和二十四年十月十日午前十時迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものなかつたから申立人の申立に基づいて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十四年十月十日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 隼

昭和二十三年(一)第六六〇号
東京都区台東区浅草新御所町三番地
申立人 申立人 金田 勝次
右代取 猪又 久夫
別紙目録表示の株券につき申立人の申立によりて公示催告をなした昭和二十三年十月十日午前十時迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものなかつたから申立人の申立に基づいて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月十日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 隼

昭和二十三年(一)第六六〇号
東京都区台東区浅草新御所町三番地
申立人 申立人 金田 勝次
右代取 猪又 久夫
別紙目録表示の株券につき申立人の申立によりて公示催告をなした昭和二十三年十月十日午前十時迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものなかつたから申立人の申立に基づいて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月十日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 隼

昭和二十三年(一)第六六〇号
東京都区台東区浅草新御所町三番地
申立人 申立人 金田 勝次
右代取 猪又 久夫
別紙目録表示の株券につき申立人の申立によりて公示催告をなした昭和二十三年十月十日午前十時迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものなかつたから申立人の申立に基づいて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月十日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 隼

一、本籍住所氏名不詳推定年齢三〇才
 女身長五尺一寸内中肉面長サ三寸
 前髪一本入中指指輪をはめ着
 銀歯赤歯並びくまのまげの髪物、羽織
 エンツの伊達巻白足袋、九分半位名
 古屋一重帯九谷焼帯をなした下駄
 履き、黒髪を二つに束ねて下駄
 履きの下駄を履き一見女
 人風

商標 登録商標の桐下駄を履き一見女
 人風

所持品 両人枕元にチャタツツ
 タ線中電機、レインコート、包中
 タン、コナト、鏡、口紅、毛
 抜、小鏡、現金四十九円、両人自筆の
 流行歌及詩記入の西洋紙製品、ア
 ム、二箱、カルメン小箱一、チ
 ヲ、一箱、大阪通信局用紙に日割
 下に山吉、山島等記入用紙、日割
 右昭和二十四年十二月二十二日正午
 頃当管内中町駅前新大谷中腹焚場
 所にて死後約一ヶ月の服喪死せら
 れ、発見後埋葬す、心当りの者は申出られ
 たい。兵衛多可郎中町役場

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

一、本籍住所氏名不詳推定年齢三〇才
 女身長五尺一寸内中肉面長サ三寸
 前髪一本入中指指輪をはめ着
 銀歯赤歯並びくまのまげの髪物、羽織
 エンツの伊達巻白足袋、九分半位名
 古屋一重帯九谷焼帯をなした下駄
 履き、黒髪を二つに束ねて下駄
 履きの下駄を履き一見女
 人風

商標 登録商標の桐下駄を履き一見女
 人風

所持品 両人枕元にチャタツツ
 タ線中電機、レインコート、包中
 タン、コナト、鏡、口紅、毛
 抜、小鏡、現金四十九円、両人自筆の
 流行歌及詩記入の西洋紙製品、ア
 ム、二箱、カルメン小箱一、チ
 ヲ、一箱、大阪通信局用紙に日割
 下に山吉、山島等記入用紙、日割
 右昭和二十四年十二月二十二日正午
 頃当管内中町駅前新大谷中腹焚場
 所にて死後約一ヶ月の服喪死せら
 れ、発見後埋葬す、心当りの者は申出られ
 たい。兵衛多可郎中町役場

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

合併公告
 昭和二十四年十二月二十七日
 新市川市豊島中町百五十七番地
 株式会社佐藤組
 清算人 佐藤 由松

